

事務連絡
平成 28 年 12 月 12 日

神奈川県内の保険医療機関、保険薬局
柔道整復師、鍼・灸・マッサージ師
訪問看護ステーション 各位

横浜市健康福祉局医療援助課
川崎市こども未来局こども家庭課

横浜市及び川崎市小児医療費助成制度の対象拡大についての協力について（依頼）

日頃から横浜市及び川崎市の医療費助成事業の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

本制度の円滑な実施に向け、皆様の御理解と引続きの現物給付の御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

さて、平成 28 年 10 月 28 日及び 11 月 18 日付で小児医療費助成制度の対象拡大についてお知らせいたしました、「レセプトの記入方法や請求方法」の掲載時期及び「横浜市・川崎市の医療証（案）」についてお知らせいたします。

今回の拡大に伴い「通院 1 回 500 円まで」、「公費負担者番号」の追加となりますので、それぞれの医療機関でのレセプトコンピューターシステムの設定等について、改めてご確認をお願いいたします。

横浜市健康福祉局医療援助課
担当：丸山・垣内・荻久保・神馬
TEL：(045)671-4114～6・FAX：(045)664-0403
E-mail：kf-iryoenjo@city.yokohama.jp

川崎市こども未来局こども家庭課
担当：平山・戸田
TEL：(044)200-2695・FAX：(044)200-3638
E-mail：45kodoka@city.kawasaki.jp

1. レセプトの記入方法や請求方法などのご案内

※ **社会保険診療報酬支払機関のホームページに、平成 29 年 1 月 4 日から掲載予定です**




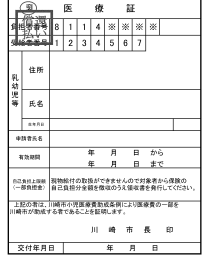
※ **神奈川県国民健康保険団体連合会のホームページに、平成 29 年 1 月 5 日から掲載予定です**

社会保険診療報酬支払基金 ホームページ(社保)	http://www.ssk.or.jp/ ＜支部情報＞⇒＜神奈川＞⇒＜お知らせ＞ ・詳しくは、事業管理課まで：TEL:045-661-1021(代)
神奈川県国民健康保険団体連合会 ホームページ(国保・後期高齢者医療)	http://www.kanagawa-kokuho.or.jp/index.html ・＜請求上の重要なお知らせ＞ ・詳しくは、審査管理課まで：TEL:045-329-3400(代)

掲載された請求方法などへの質問や請求事例のお問い合わせは、支払基金又は国保連合会までお願いいたします。掲載内容については、必要に応じて随時更新します。

裏面があります

2. 医療証(案)及び取扱い等 ※有効期間内の医療証が必ずご確認ください。従来の医療証でも有効期間内のものは利用できます。

	横浜市	川崎市	取扱い等									
一部負担あり			<p>交付対象者：小学4年生から小学6年生のお子様で保護者の方が非課税者以外の方 交付時期：横浜市（3月下旬）、川崎市（3月下旬） 交付見込数：横浜市（約6万2千通）、川崎市（約2万5千通）</p> <p>※3月中は使用できませんのでご注意ください。(有効期間は29年4月1日から)</p> <p>【窓口負担額】医療証を提示した場合の窓口負担額は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">通院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通院1回につき (院外薬局を除く)</td> <td>院外薬局</td> <td>入院</td> </tr> <tr> <td>500円まで(上限)</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	通院			通院1回につき (院外薬局を除く)	院外薬局	入院	500円まで(上限)	なし	なし
通院												
通院1回につき (院外薬局を除く)	院外薬局	入院										
500円まで(上限)	なし	なし										
一部負担なし			<p>交付対象者：①0歳児から小学3年生までのお子様 ②小学4年生から小学6年生のお子様で保護者の方が非課税者の方 交付時期：横浜市（3月1日以降）、川崎市（3月中旬以降） 3月1日以降、従来の医療証から随時切り替わっていきます。 証の紛失時の再交付や転入者等、有効期間の開始日が平成29年3月1日以前の医療証も交付されます。従前の医療証も有効期間内のものは、有効な医療証としてお取扱いをお願いします。</p> <p>【窓口負担額】医療証を提示した場合の窓口負担はありません。</p>									
償還払いのみ			<p>交付対象者：0歳児から小学6年生までのお子様で、加入している医療保険が神奈川県外の国保組合（全国土木建築国保組合、全国建設工事業国保組合を除く）の方 交付時期：横浜市（3月1日以降）、川崎市（3月中旬以降） 助成方法：現物給付の取扱いができませんので、保護者の方が領収書等を持参して区役所に申請し償還払いにて助成します。</p> <p>【窓口負担額】現物給付の取扱いができませんので、医療証を提示した場合でも、医療保険制度のとおり自己負担額を受け取っていただき領収書の交付をお願いします。</p>									